

第36号議案

豊川市防災センター条例の制定について

豊川市防災センター条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月21日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市防災センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、豊川市防災センター（以下「センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 防災に関する知識及び技術の普及並びに市民の防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時における応急活動の拠点とするため、センターを豊川市諏訪1丁目1番地に設置する。

(職員)

第3条 センターに必要な職員を置く。

(事業)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 防災に関する資料、装置等の展示に関すること。
- (2) 防災に関する体験学習の場の提供に関すること。
- (3) 防災に関する教育、訓練及び指導に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(利用時間)

第5条 センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(休館日等)

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、センターの全部若しくは一部を臨時に休

館し、又は開館することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（特別の設備等）

第7条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、センターに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

（利用者の義務）

第8条 利用者は、センターの利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従わなければならない。

（利用の禁止等）

第9条 市長は、利用者又はセンターを利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を禁止し、中止させ、又は制限することができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設又は附属設備を毀損するおそれがあるとき。

(3) 営利を目的とする事業のために利用するとき。

(4) 利用者が前条の規定に違反したとき。

(5) 管理上支障があるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長がその利用を禁止し、中止させ、又は制限することが適当と認めるとき。

（原状回復の義務）

第10条 利用者は、センターの利用を終わったとき、又は中止したときは、直ちに原状に復さなければならない。

（損害賠償）

第11条 利用者は、センターの施設又は附属設備を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、防災に関する知識及び技術の普及並びに市民の防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時における応急活動の拠点とするため、豊川市防災センターを設置する必要があるからである。

参考資料 豊川市防災センター位置図

$$S = \frac{1}{2,500}$$

